

# 北秋田市 ごみ集積所整備費補助金

## を利用してごみ集積所を整備しませんか

北秋田市では、生活環境の保全とごみの散乱を防止するための支援策として、自治会及び町内会（以下、「自治会等」という。）が実施するごみ集積所の整備に係る費用の一部について補助金を交付します。

令和6年度から、「固定式の集積庫」の限度額が8万円になりました。

### 1 補助基準

自治会等の地域住民が自主的に管理する集積庫で、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 骨組みが木造又は金属で製作されたものであること。
- (2) 固定式の場合は風水害又は積雪に耐えられる強固なものであること。  
ただし、折りたたみ式の場合は適切に収納できること。
- (3) 屋根、側面がすべて囲まれ、鳥類及び小動物が侵入できない構造となっていること。

### 2 補助対象経費

- (1) ごみ集積庫の新設及び更新（撤去及び処分に要する経費を含む。）に要する経費。
- (2) ごみ集積庫の修繕及び改修に要する経費。

### 3 補助金の額

- (1) 補助対象経費の1/2以内を予算の範囲内で補助金を交付します。  
（補助金の限度額は固定式の場合は8万円、折りたたみ式の場合は3万円です。）
- (2) 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。

### 4 補助金の交付制限

この補助金の交付を受けて整備した場合、交付を受けた年度から7年間を経過するまでの間は、再度この補助金の交付を受けることはできません。

### 5 補助金の申請時期

- (1) ごみ集積所の整備や購入前に補助金交付申請を提出していただく必要があります。
- (2) 必ず補助金交付決定通知を受け取ってから実施してください。（補助金交付決定前に整備や購入が完了している場合は補助金の対象外となります。）



**申請期限 令和6年10月31日（木）**

※補助金の予算額に達し次第、申請の受付を終了します。

**【問い合わせ先】**

北秋田市役所市民生活部生活環境課環境推進係

Tel : 0186-62-1110 Fax : 0186-62-2880